

※下線部が今回の改正箇所。また、市と市外との往来自粛については削除。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組等について（令和3年2月5日改正）

教職員は幼児児童生徒と接する機会が多いため、一度感染した場合は、その影響が大きいことから、より一層の注意が求められることを教職員一人一人が意識し、自らの健康管理の徹底が他者への感染拡大を防ぐということを肝に銘じるとともに、下記の点に留意し、責任を持って行動してください。

記

- 発熱や咳等の風邪の症状がある場合には、職場に出勤せず、身近な医療機関を受診すること。
- 教育活動を通常どおり実施することから、「第3次新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策」に基づく出勤者数の削減等に係る目標は設定しないが、より一層の職場における感染防止対策に取り組むこと。
 - ・普通教室や会議室等を執務室として積極的に活用するとともに、席を少し離したり、ずらしたりして教職員同士の対面を避けるなどし、可能な限り他者との間隔を確保（概ね1～2メートル）する。
 - ・手洗いやアルコールによる手指消毒を適宜行い、協議等を行う場合は、マスクを確実に着用するとともに、室内の換気を定期的に行う。
 - ・電話等の複数の教職員が触れることがある物品や機器については、適宜消毒する。
- 日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会を半分に削減すること、外出している時間もできるだけ短くすること。特に21時以降の外出は更に削減すること。

なお、通学や医療機関の受診まで制限するものではない。また、必要があつて外出する場合においても、必ずマスクを着用したうえで、可能な限り人と人との接触を避けることを心がけること。

住民に対して21時以降の更なる外出削減を要請することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務を抑制すること（「第3次新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策 4（1）ア 外出の削減、イ 職場への出勤等」のとおり。）。
- 同居する家族以外での会食等は控えること。

なお、会食の場や飲食店を利用するときに、飛沫防止の為の物理的な対策等をとっている場合には、その限りとしなない。ただし、マスク会食をする場合には必ずマスクを着用し、マスクを外した状態で会話は控えること（「第3次新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策 5 ア 県民の飲酒、飲食店の利用」のとおり。）。
- 緊急事態宣言の発出により緊急事態措置が実施されている都道府県との往来は、最大限、自粛すること。

感染拡大地域（都道府県が住民に不要不急の外出自粛を呼び掛けている自治体や、直近7日間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15人以上の自治体）から及び同地域への往来については、慎重に判断すること。

なお、通勤・通学や医療機関の受診まで制限するものではない（「第3次新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策 6（3）他地域への移動の自粛」のとおり。）。